

事務連絡

平成25年6月11日

入札参加業者各位

八幡浜市総務企画部財政課長

平成25年度 入札・契約制度の改善について

当市では、従来から入札・契約制度の公平性、公正性、競争性の確保に取り組んでまいりましたが、市発注工事における過度な低価格受注を防止するため、平成25年7月1日以降、公告、通知する入札から次の改善を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 低入札価格調査制度

調査基準価格の算式の見直し

(1) 土木工事：(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費
×0.8+一般管理費×0.55)×1.05

(従来、0.3であったものを0.55とします。)

(2) 建築工事：{直接工事費×0.9×0.95+共通仮設費×0.9+(直
接工事費×0.1+現場管理費)×0.8+一般管理費×
0.55}×1.05

(従来、0.3であったものを0.55とします。)

※ ただし、計算式により算出した額が予定価格に7／10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7／10を乗じて得た額を、予定価格に9／10を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に9／10を乗じて得た額を、調査基準価格とする。

2. 最低制限価格制度

最低制限価格の算式は調査基準価格の算式による。

財政課 契約検査室 契約係 TEL 22-3111内線471・474

(H25.7.1以降公告、通知分)

入札・契約制度について

1. 低入札価格調査制度対象工事

請負工事設計額が1,000万円以上の建設工事

(請負工事設計額が1,000万円未満の建設工事は、最低制限価格制度を採用する。)

2. 調査基準価格

算式

(1) 土木工事：(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05

(2) 建築工事：{直接工事費×0.9×0.95+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.8+一般管理費×0.55}×1.05

※ ただし、計算式により算出した額が予定価格に7／10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7／10を乗じて得た額を、予定価格に9／10を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に9／10を乗じて得た額を、調査基準価格とする。

(最低制限価格の算式は調査基準価格の算式による。)

3. 基本的判断基準

調査基準価格未満の入札（低入札）を行い落札者となった者が、その低入札工事の低入札を行った日から完成検査が完了する前までの期間内に、他の工事において低入札を行った場合は、当該入札については調査することなく失格とする。

4. 数値的判断基準（失格判断基準）

工事費内訳書記載の各費目の金額が、次に掲げる基準のいずれか一つに該当

する入札は調査することなく失格とする。

直接工事費：設計金額における直接工事費の 85%未満

共通仮設費：設計金額における共通仮設費の 80%未満

現場管理費：設計金額における現場管理費の 70%未満

一般管理費：設計金額における一般管理費の 30%未満

※ この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められる時は、適用除外とすることがある。

5. 契約保証金

低入札価格調査を受けた者との契約の場合、契約保証金は請負金額の 10 分の 3 以上とする。

6. 八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱

排除措置について

(1) 対象者等

調査基準価格及び最低制限価格を下回る価格で入札を行った者に適用する。各四半期の末日(6月30日、9月30日、12月31日、3月31日)を基準日とし、当該年度において低入札を累積 2 回以上行った者に対して排除措置を行う。

(2) 排除期間

3ヶ月 + (低入札累積回数 - 2)ヶ月とする。

この算式により 6ヶ月を超える場合は、6ヶ月とする。

基準日の翌々月の 1 日から排除措置を行う。